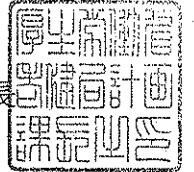




老計発第 1121001号
 老振発第 1121001号
 老老発第 1121001号
 平成 17年 11月 21日

都道府県
 各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
 中核市

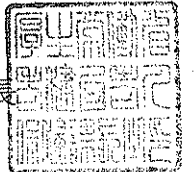
厚生労働省老健局計画課長



振興課長



老人保健課長



「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」等
 の一部改正について

今般、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）及び介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）を下記のとおり改正し、本通知の発出日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年老企第44号）の一部改正
 別紙1のとおり改正する。
- 2 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年老企第45号）の一部改正
 別紙2のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5 ユニット型介護老人保健施設</p> <p>3 設備の基準(基準省令第41条)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 療養室(第1号イ)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ ユニットの入居定員</p> <p>ユニット型介護老人保健施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。</p> <p>ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、当分の間、次の2つの要件を満たした場合に限り、入居者の定員が10人を超えるユニットも認める。</p> <p>イ 入居定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。</p> <p>ロ 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。</p> <p>④ <u>ユニットの入居定員に関する既存施設の特例</u></p> <p><u>平成17年10月1日に現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあつては、施設を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、前記③のロの要件は適用しない。</u></p> <p>⑤ 療養室の面積等</p>	<p>第5 ユニット型介護老人保健施設</p> <p>3 設備の基準(基準省令第41条)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 療養室(第1号イ)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ ユニットの入居定員</p> <p>ユニット型介護老人保健施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。</p> <p>ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であつて、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、当分の間、次の2つの要件を満たした場合に限り、入居者の定員が10人を超えるユニットも認める。</p> <p>イ 入居定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。</p> <p>ロ 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。</p> <p>④ 療養室の面積等</p>

改正後	改正前
<p>第5 ユニット型指定介護療養型医療施設</p> <p>3 設備の基準(基準省令第39条、第40条及び第41条)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 病室(第1号イ)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ ユニットの入居定員</p> <p>ユニット型指定介護療養型医療施設は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。</p> <p>ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、当分の間、次の2つの要件を満たした場合に限り、経過的に入院患者の定員が10人を超えるユニットも認める。</p> <p>イ 入院患者の定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。</p> <p>ロ 入院患者の定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。</p> <p>④ <u>ユニットの入院患者の定員に関する既存施設の特例</u></p> <p><u>平成17年10月1日に現に存する指定介護療養型医療施設(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあつては、施設を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、前記③のロの要件は適用しない。</u></p> <p>⑤ 病室の面積等</p>	<p>第5 ユニット型指定介護療養型医療施設</p> <p>3 設備の基準(基準省令第39条、第40条及び第41条)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4)病室(第1号イ)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ ユニットの入居定員</p> <p>ユニット型指定介護療養型医療施設は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。</p> <p>ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、当分の間、次の2つの要件を満たした場合に限り、経過的に入院患者の定員が10人を超えるユニットも認める。</p> <p>イ 入院患者の定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね十人」と言える範囲内の入居定員であること。</p> <p>ロ 入院患者の定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。</p> <p>④ 病室の面積等</p>